

# 墨田区消費者ニュース

平成30年9月発行 第142号

【編集・発行】すみだ消費者センター  
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)  
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



## ハガキによる架空請求、急増中！！

最近、高齢者を中心とした架空請求に関する相談が全国的に急増しています。これまでも電話や電子メールによる架空請求に関する相談がありましたが、最近ではハガキによる架空請求の相談が大変多くなっています。

以下のようなハガキやメールが届いたら、消費者センターにご相談ください。

**詐欺！**

★東京都内の消印

★タイトル他に、「総合消費料金未納分」など

★脅かし・訴訟開始・強制的に差押え・執行証書を交付

★急がせる

★公的機関に類似した名称 国民訴訟通達センター など

消費料金に関する  
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)257 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、不動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承認していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年12月22日

法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター  
東京都千代田区霞が関 [redacted]

取り下げ等のお問合せ窓口 03-[redacted]

受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

【消費者庁ホームページより抜粋】

**詐欺！**

アマゾン

今日  
2018/08/25 14:00

有料動画の未納料金が発生しております。本日中にご連絡無き場合、法的手続きに移行致します。

03-XXXX-XXXX

実在の事業者をかたる場合があります。

すみだ  
消費者センター  
相談専用電話  
5608-1773



## 消費者センター相談窓口から

# インターネットの旅行予約は慎重に!!

～申込直後でも、取消料が発生する場合があります～

### 【相談事例】

インターネットで3か月先の国内パック旅行を申し込み、大人2人分の旅行代金40万円をクレジット決済し、直ぐに業者から承諾メールが届いた。同行者の都合が悪く、翌々日に解約を申し出たところ、飛行機代15万円は返金できないと言われた。申し込みから2日しか経っておらず、3か月先の旅行なので納得できない。標準旅行業約款では、取消料は旅行開始日の前日から起算してさかのぼり、20日前から発生すると定めている。全額返金して欲しい。

### 【アドバイス】

店舗で旅行予約した場合は、契約条件や予約内容について担当者から説明を受けることができますが、旅行サイトを通じて予約する場合は、消費者自身が申し込み完了前に、契約内容等を十分に確認する必要があります。また、パック旅行の場合、旅行の予約だけでは契約は成立せず、申込金を支払う事で契約成立になりますが、クレジットカード決済の場合は、申込金の受理がなくても、旅行業者が承諾すれば契約は成立します。

事例の場合、クレジットカードで決済し、業者から承諾メールが届いているので、旅行契約は成立しています。センターで旅行サイトを確認すると、当該ツアーはLCCを利用するツアーで、申込画面に「ご注意：こちらの航空券は予約された直後から取消料が発生します」と記載がありました。業者に対し、飛行機代15万円の返金は求められないと説明しました。

インターネットで旅行の予約をする場合は、取消料規定等を確認してから申し込みましょう。

## すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線  
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

